

掲示期間 7. 15 - 7. 24

新潟市告示第 466 号

一般廃棄物処理手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市廃棄物処理施設（新潟市新田清掃センター白根環境事業所）の一般廃棄物処理手数料徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年7月15日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社三和環境

所在地 新潟市南区根岸272番地

2 徴収事務を行わせる歳入

一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年5月30日

4 徴収事務を委託した日

令和7年5月30日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで